諮問番号：令和元年度諮問第４１号

答申番号：令和元年度答申第４８号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３０年４月２４日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

審査請求人の長男（以下「Ａ」という。）は、平成３０年３月２８日、退職手当３０７，３６７円を受領したが、同日、かねて借金をしていた審査請求人の父（以下「Ｂ」という。）に３０８，０００円を返済したので、一銭も残っていない。そこに、退職手当を収入認定されたことから、全く生活が成り立たない。借りたお金を返すのが人の道であるので、何とか改善するように求める。

Ｂは、審査請求人の扶養義務者であるが、年金生活者であり、実質的には扶養義務を果たすことは難しい。今回の退職手当の収入をＢに返済したのは、ＡがＢを通じて以前に借入をしており、給料及びボーナスでそれぞれ、その都度返済していたもので、今回の返済も、予定の返済として何ら心配な結果を招くとも思わずになしたものである。

処分庁から、収入認定の対象となるため借金返済には充てないよう説明を受けたときは、既に返済してしまっていた。約５万円ずつの分割での収入充当を行えば、生活そのものが破壊されてしまうと言わざるを得ない。本件処分に対して、処分庁と切実な状況を訴えて交渉をした事実がある。既に返済して、金員を手にしていない審査請求人等に懲罰的な措置を執ったと言ってもいいかと思料される。Ｂに返済された金員は、他の金員と混同して既に費消されたことが確認されている。

退職金は、賃金の後払い的性質があると解されており、基礎控除及び勤労に伴う経費を控除することとされている。少なくとも、基礎控除及びＡの勤務地から審査請求人の居所までの交通費等を控除されるべきである。

収入認定をする場合であっても、処分庁は、そのうちの一部又は全部を収入認定し、保護費の支給額からその認定額を差し引いた残額を支給することになる。その一部というのは、法第６３条による返還についても、返還は全額とは限らないとし、当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとしている。収入認定の場合でも、返還額が妥当であるかを検討していくことが重要であり、保護受給者と処分庁との間でよく相談のうえ、最低生活を大幅に下回らない合理的な範囲で、保護受給者の真に自由な意思で返還できるよう取扱われることが重要である。

審査請求人の自由な意思を無視して、収入認定をして、毎月の多額の返還を決定した。この決定は、最低生活を決めている額を大幅に下回るもので、審査請求人世帯の生活はすっかり破壊されてしまったと言える。今からでも、収入認定を見直し、審査請求人世帯の自立助長をはかられたい。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）退職手当の収入認定について

処分庁は、審査請求人から平成３０年４月４日付けで収入申告があった、Ａが同年３月２８日に受領した退職手当は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３（２）エ（イ）の「その他の臨時的収入」にあたるとして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第１０の２（８）のとおり、同年４月分保護費に収入充当する変更決定を行えば生ずることとなる返納額（２９９，３６７円）を同年５月から１０月分保護費に分割して収入充当額として計上することとし、同年５月分の保護費支給額を決定する本件処分を行ったものと認められる。

（２）収入認定の妥当性について

審査請求人は、振り込まれたと同時に借金返済に充て、実際に収入を入手していないにもかかわらず、本件処分が行われたことで救貧状態となり、最低生活を大幅に下回る生活を余儀なくされていることから、本件処分は見直されるべきであると主張している。

しかしながら、法第４条及び第５条並びに「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問８の９５の答のとおり、生活保護では、最低生活の維持にあて得る金品は、全て収入として認定するのが原則であり、保護の実施機関の事前の承認を受けなかったことにやむを得ない事情があり、かつ、当該貸付金が現にその者の自立助長に役立っていると認められる場合を除き、保護開始前の借金の弁済金を収入から控除することは認められないとされている。

なお、審査請求人は、退職手当は賃金の後払い的性質があるため、基礎控除及び必要経費を認めるべきであると主張しているが、就労収入に伴う基礎控除は、勤労に伴って増加する生活需要を補填することにより労働力の再生産を図るとともに勤労意欲の助長を図ろうとするものであるとされていることから、退職手当は、過去の就労に伴って得られる収入ではあるが、勤労控除を適用する対象とはみなされない。また、退職後の勤務地から審査請求人の居所までの交通費については、Ａが保護開始前に費消済であり、当該退職手当を受領するための必要経費とは認められず、審査請求人の主張は採用できない。

（３）まとめ

以上のとおり、Ａの退職手当は収入認定すべき「その他の臨時的収入」であるとして処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は認められない。

（４）上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和２年１月３０日　　　諮問書の受領

令和２年１月３１日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：２月１４日

口頭意見陳述申立期限：２月１４日

令和２年２月２７日　　　第１回審議

令和２年３月２３日　　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）次官通知の第８の３（２）エ（イ）は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（中略）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額８，０００円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準である。

（３）局長通知の第１０の２（８）は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、（中略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）」と記している。

なお、局長通知は、地方自治法第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準である。

（４）問答集の問８の９５の答は、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。その理由は、もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、本法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向ってその最低限度の生活の維持を保障せんとする本法の目的から著しく逸脱することになるからである。」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成８年６月２０日付けで、処分庁は、審査請求人、Ａ及び審査請求人の長女の計３人世帯として保護を開始した。

（２）平成３０年３月２２日のケース記録票によると、Ａは、平成２２年１２月にＢ宅へ転出し、保護廃止となった。また、Ａは、平成２３年９月に○○○に○○し、平成２４年２月に○○○○○○○○に配属となり、平成３０年３月２０日付けで退職した。

（３）平成３０年３月２２日のケース記録票によると、同日に審査請求人及びＡが処分庁を訪問し、Ａは、同日に審査請求人世帯に転入、Ａは無職で収入、貯蓄がなく保護を要するとして申請がなされたため、処分庁は、同日付けで、Ａを審査請求人の世帯員として保護を決定した。その際、処分庁の職員は、Ａが受領する退職手当は収入認定として取り扱う旨を説明し、審査請求人及びＡは了承した。

（４）Ａの貯金通帳の写しによると、平成３０年３月２８日、○○○から３０７，３６７円の入金があり、同日、Ｂに３０８，０００円を送金した。

（５）平成３０年４月４日のケース記録票によると、同日に審査請求人が処分庁を訪問し、処分庁の職員は、Ａの退職手当の収入認定について再度説明し、確認を行った。併せて、審査請求人は、同年３月２８日にＡが退職手当３０７，３６７円を受領した旨の収入申告書を提出した。

（６）処分庁は、Ａが受領した退職手当のうち２９９，３６７円を審査請求人世帯の収入として認定し、平成３０年５月分から同年１０月分までの６回に分割して４９，８９４円（１０月分は４９，８９７円）ずつ収入充当することとし、同年４月２４日付けで、同年５月分の保護費を変更する本件処分を行った。

（７）平成３０年７月２４日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

（８）令和元年１０月１７日に審理員が処分庁に質問した内容を記録した質問結果記録書（以下「質問結果記録書」という。）には、ＡのＢへの借金について、平成３０年３月２２日の申請時の面談において、審査請求人及びＡより退職手当はＢからの借金の返済に充てたいとの申し出があったが、収入認定の対象となるため借金返済には充てないように説明を行っており、審査請求人も承知していた。それにも関わらず、借金返済に充てた旨は、収入申告時に把握したと記載されている。

また、退職手当は、借金返済のため既に手元にないことは把握していたが、あらかじめ退職手当は借金返済には充てられず収入認定の対象になる旨を説明し了承していたにも関わらず借金返済に充てたため、収入認定の対象とした。分割の回数及び金額については、事前に調整の上、審査請求人了承の上で決定をした。また、借金の返済相手は扶養義務者であるＢであるので、返済金を取り戻すことが可能であると判断したと記載されている。

３　判断

（１）収入認定について

審査請求人は、Ａが受領した退職手当については、かねて借金をしていたＢに返済したので手元に残っていないが、そこに退職手当を収入認定されたため生活が成り立たないと主張している。

処分庁は、保護開始後にＡが退職手当を受領したことから、これを審査請求人世帯の収入と判断し本件処分を行ったものと認められるが、収入充当額として計上する際には、審査請求人世帯の最低限度の生活が保障されるよう配慮する必要がある。この点について、平成３０年５月から同年１０月まで各月分の保護費の計算上４９，８９４円（１０月分は４９，８９７円）を収入充当した結果、審査請求人世帯の同年５月分の支給額が合計２３８，２７６円（生活扶助、住宅扶助、一時扶助）であったことが勘案される。

質問結果記録書によれば、処分庁は、退職手当の受領日（平成３０年３月２８日）より前の平成３０年３月２２日に、審査請求人及びＡに対して、退職手当は収入認定の対象となるため借金返済には充てないよう説明を行ったと主張する。これに対して、審査請求人は、処分庁から収入認定の対象となるため借金返済には充てないよう説明を受けたときは、既に返済していたと主張するが、説明を受けた具体的な日時について言及していない。したがって、Ａは、処分庁から、収入認定の対象となる旨の説明を受けた後に退職手当を借金返済に充てたものと認めざるを得ない。

また、質問結果記録書によれば、処分庁は、収入認定の分割の回数及び金額については、事前に調整の上、審査請求人の了承の上で決定をしたと主張する。これに対して、審査請求人は、本件処分について切実な状況を訴えて処分庁と交渉をした事実があると主張する。双方の主張からは、審査請求人は本件処分に納得していなかったとしても、処分庁から事前にその内容の説明は受けていたものと認められる。

以上のとおり、処分庁が、本件処分により、Ａの退職手当を審査請求人世帯の収入と認定し、収入充当額を計上したことが違法又は不当であるとまでは言えない。

（２）収入からの必要経費等の控除について

審査請求人は、自立更生の観点から、収入充当額から返済金の額の控除を求めているものと推認する。しかしながら、前記１（４）のとおり、保護開始前の借金の弁済金を収入から控除することは、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障しようとする法の目的から著しく逸脱することになるため、認められない。

また、審査請求人は、退職金は賃金の後払い的性質があると解されており、基礎控除及び勤労に伴う経費を控除すること、少なくとも基礎控除及びＡの勤務地から審査請求人の居所までの交通費等を控除されるべきであると主張する。しかしながら、就労収入に伴う基礎控除は、勤労に伴って増加する生活需要を補填することにより労働力の再生産を図るとともに勤労意欲の助長を図ろうとするものであるとされている。退職手当は、過去の就労に伴って得られる収入ではあるが、勤労控除を適用する対象とはみなされない。また、Ａの勤務地から審査請求人の居所までの交通費については、Ａの保護開始前に費消されており、当該退職手当を受領するための必要経費として収入から控除することは認められない。

（３）まとめ

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

**第６　付言**

処分庁は、審査請求人及びＡとの面談の際、Ａが退職手当を受領する予定であることを把握しており、Ａの自立更生の観点から、保護決定前に、退職手当をＡの最低限度の生活の維持のために活用するよう助言することも可能であったと思われる。処分庁においては、保護申請者等の生活状況を十分に把握し、適切な助言・指導を行われたい。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　前田　雅子

委員　　　　　矢倉　昌子